

相続人について

相続が発生すると、相続人が相続することになります。

では、この相続人とはどのような人になるのでしょうか。

遺言書で相続人を指定している場合は、指定された人が相続人となります。それ以外の場合は、民法で定められた法定相続人が相続人となります。

この法定相続人は大きく分けて、次の2つがあります。

- ・ 配偶者
- ・ 血族相続人

配偶者

配偶者は常に相続人になります。この配偶者とは、法律上の婚姻関係がある者をいいますので、内縁関係は含まれません。

血族相続人

血族相続人とは、被相続人（相続によって財産を譲り渡す人）と血のつながりがある相続人という意味ですが、血のつながりのない養親子関係も含まれます。

血族相続人については、大きく分けて3通りあり、次の優先順位で相続権が回ってきます。

1. 子及びその代襲者
2. 直系尊属（親、祖父母等）
3. 兄弟姉妹及びその代襲者

上記は、基本的なものとなり、いろいろなケースが存在します。

少しでも、相続に関して不安のある方は、お気軽に当事務所までお問い合わせください。